

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和3(2021)年10月27日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「今週月曜日に今年2回目の東北管区内公安委員会連絡会議が、ウェブ会議で開催されたので、その報告をする。青森県警察が本年度新設した『捜査支援分析課』の紹介があった。防犯カメラ画像の収集や分析、それから、高度な情報解析技術やプロファイリングを扱う部署とのことで、まさに捜査上の本質的な課題だと思うが、そこに集中して短期で取り組めるのだという。全国では現在9都道府県、東北では青森県が初とのことである。課の中には企画、統計、分析の各係があるほか、支援係では機動支援を業務としており、同課では国内某光学メーカーが開発したAIを活用した画像分析システムを、3年間のリース契約で導入したという。システムのデモを見たが、テレビドラマで見るような、防犯カメラをいちいち時間を追って細やかに確認する作業と比較すれば雲泥の差があると、納得できるものであった。AIを活用する効果は3つあるという。1つ目は、分析業務の圧縮で自由時間を得た捜査員を他の部署に振り分けるなど、効率的な捜査ができること。2つ目は、機動支援係が事案に即応できることを強みとして、事件の早期検挙が可能になったこと。3つ目は、捜査員の業務負担、時間外勤務の軽減等の勤務環境の改善が期待されるということであった。当県でもそういうシステムが使えるようになると良い。これまでも色々工夫しているとは思いますが、リース契約が本県警察にとってどの程度の負担になるかわからないが、いずれ将来を見据えて計画的に取り組まなければならないと思った。山形県では独自にそういうシステムを開発し取り組んでいるという話もあり、各県の良い所を取り入れていくことは大事だと思う。また、今回は『県民の安心安全のための情報発信について』とのテーマで、フリートーキングでの意見交換をした。東北各県は本県と同様に、ツイッターやテレビ、メールといった、似たような媒体での取組であったが、青森県は最近運用を始めた『まもリン』という、独自のスマートフォンアプリを紹介していた。機能としては、他県と同じようなメール配信や情報提供に加えて、スマートフォンをワンタッチすれば防犯ブザーに変わったり、地域の見守りの方に周知されるシステムが導入されていた。当県の『ぴかぼメール』は利用者が情報を受けるだけだが、もう一歩進んで、利用者側からアクセスできるのだと感じた。運用開始から間もないそうだが、現在1万人以上の利用登録があるとのこと、『ぴかぼ

メール』の登録者数に近づいている。一方、山形県は『やまがた110ネットワーク』というメール配信を行っているが、登録者数が13万人を超えていると聞き、これは凄いと思った。どうやって登録者を増やしたのかというと、要は、巡回連絡の際に一人一人、スマートフォンを持つ方に丁寧に説明しながら登録者を広げてきたのだという。また、福島県では配信メールに交通取締情報も入れており、40代以上の利用者が非常に増えているという。どのような年代の人が何を求めるかを読み取ることによって、利用者は増えるのだと感じた。フリートーキングの最後に、広く県民に情報を提供する取組は凄いのだが、その中で大切なことは、『伝えたい情報が伝えたい人にきちんと行き渡っているかどうか』ではないかという発言があった。発信だけではなく、確実に届けて情報を活かしてもらう。するとやはり一方通行ではなく、これまでの巡回連絡のように人と人とがふれあい、対話する活動は、大切にしていかなければならないのだという話があった。『不易流行』とも言うが、警察官として大事にしていかなければならない『守るべき本質』と、社会の変化にいち早く対応して改善する部分とを、わきまえていかなければならない。予算が絡む話もあったが、そういう情報を共有しながら、本県の取組のために何ができるのかを考えることが大事だと学ばせていただいた。」

旨の発言があった。また、別の委員から

「横断歩道で車が止まるかどうかという話になり、毎年JAFが覆面で行う調査で青森県の車両停止割合の数字が非常に悪かったという。青森県では今、何とか数字をあげたいと取り組んでいるとのことだった。秋田県では『手を挙げない意思表示』を進めているという。子供は手を挙げて意思表示をするが、大人はそれが恥ずかしいと感じなかなかない。必要なのは渡ろうとしている意思を運転手にどう伝えるかということに着目し、秋田県警察で推奨しているのは、手を斜め前に出すような形。これで運転手に意思表示をしてほしいという取組の話であった。横断歩道で車が止まることがなかなか行われないうちで、長野県では非常に高い率で車が止まる。警察等の施策もあるだろうが、学校の力が大きいのではないかという話であった。長野県では横断歩道で手をあげることに、渡った後に運転手にお辞儀をするということがかなり徹底されていることから、JAFの調査では85%の車が横断歩道で止まるとされ、断トツで全国一位だという話があった。やはり、学校あるいは地域の取組で数字をあげることができると思うし、当県でも『ハンドコミュニケーション』と呼び、運転手と歩行者のコミュニケーションを積極的に勧める運動を先日から開始していることから、このまま取り組んでいただきたい。」

旨の発言があった。

## 【生活安全部議題】

### ○ 狩猟期における事故防止及び事件の取締りについて

警察本部から、「当県の狩猟期間は鳥獣別に4つに分類される。農業被害防止のため捕獲が必要なニホンジカやイノシシは11月1日から翌年3月31日までと期間が長く、保護が必要なキジやヤマドリは11月15日から翌年1月15日までと短かく設定されている。ツキノワグマは狩猟期間が14日間延長され11月1日から2月15日とされているが、他の狩猟鳥獣は原則どおり、11月15日から翌年2月15日までとなっている。狩猟が可能な地域と時間は、当県では『鳥獣保護区及び市街地等を除いた地域』で、『日の出から日の入りまでの間』

と規定されている。鳥獣保護区は岩手山、早池峰山の周辺等多くの地域が指定されており、ハンターマップである『岩手県鳥獣保護区等位置図』は、スマートフォン等で岩手県環境生活部自然保護課のホームページからも見ることができる。警察の対応としては、事故、違反の未然防止を目的とした広報啓発や違反取締を行う。広報としては、テレビ番組を活用した狩猟事故防止広報を行う予定である。ハンターに対しては、自然保護課と連携して『銃口は絶対人に向けない』『暴発事故を防止するため、発射の必要な時以外は実包を装填しないこと』などを重点として広報を実施する。また、狩猟期間中に山林に入る県民にはテレビやミニ広報紙により、目立つ服装による被害防止や、違反行為発見時の警察への通報等と呼びかける。違反取締については各署に通達を発出し、関係機関と連携した巡回による指導取締を、特に狩猟解禁日には多くの警察官を動員して、実施する。昨年まで3年連続で、県内の猟銃による人身事故は発生していないが、昨年は無断で飼養した子グマを処分するため許可なくライフル銃で射殺した、銃刀法の発射制限違反及び動物愛護法違反被疑者2名を検挙している。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「**猟銃事故は死亡という重大な結果になる可能性がある。研修、講習を徹底して、特に脱包の徹底をお願いしたい。平成28年に発生した事故は、弾を装填したまま車に猟銃を乗せたことによるものだったと思う。徹底して取り組んでいただきたい。**」

→本部発言

「平成28年11月19日、遠野警察署管内でのライフル銃の暴発事故では、軽四輪自動車に乗車する際、実弾が入ったままのライフル銃を車両後部へ置いた際に暴発し、助手席の方に弾が当たってしまったという、非常に痛ましい事故であった。そういう事例を踏まえ、取締りもしっかりやっていきたい。」

### 【刑事部議題】

#### ○ 刑法犯認知・検挙状況について（令和3年9月末暫定値）

警察本部から、「犯罪統計の報告の根拠等について、警察法第5条には国家公安委員会の任務及び所掌事務の一つに『犯罪統計に関すること』があり、同法第38条では、都道府県公安委員会による警察の管理のため同法第5条を準用することが定められている。犯罪統計は治安を把握するために重要な指標の一つであることから、定期的に公安委員会へ報告している。本年9月末現在の本県における刑法犯総数は、前年同期と比較して認知件数・検挙人員は減少したが、検挙件数と検挙率は増加している。重要犯罪は、前年同期と比較して認知件数と検挙人員は同数であったが、検挙件数、検挙率は若干減少している。重要窃盗犯については、前年同期と比較して認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員のいずれも増加している。特殊詐欺については、前年同期と比較して認知件数・検挙件数は減少したが、検挙人員は増加している。住宅対象侵入窃盗については、前年同期と比較して認知件数、検挙件数、検挙率、検挙人員のいずれも増加した。引き続き、未検挙事件について鋭意捜査を進め、発生事件は適切な初動捜査により検挙に努める。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「**重要犯罪の検挙率は決して低くない数字だと見ているが、岩手がそれでも全国36位というのは、全国のレベルが高いということなのかなと思う。以前もこの場でこの**

話題になった際、大都市圏ではかなり、防犯カメラが普及し、画像を収集することで被疑者が特定でき、逃走先も追跡できる。一方当県の場合は、防犯カメラの設置箇所がまだまだ少なく、分析する画像自体がそんなに多くないという話があったのだが、これからの捜査を考えると、県警察が設置するわけではないにしても、商店街や自治体に働きかけて防犯カメラを増やすということも検討すべきかと思う。」

→本部発言

「検挙率に関して、全国第1位は高知県だが、同県の検挙率は128%になる。余罪を含めた検挙率では100%を超えることもあり、この評価が果たして、治安上の基準としてどうなのかという問題は一つあり、そこを統一的に考えなければならない。東北管区内で犯罪が少ないのは秋田県、岩手県、その中でも検挙率が高いレベルだという点を見れば、『犯罪がないところで検挙率が高いこと』が、治安維持に繋がっているとの考え方の一つになるかと思う。」

## ○ 八幡平市大更地内における持凶器強盗未遂事件の発生・検挙について

警察本部から、「被疑者は、滝沢市に居住する56歳の無職の男であり、被害者は、八幡平市に居住する、被疑者と顔見知りの60歳代女性である。被疑者は、本年10月18日午前10時30分ころ、被害者方に押し入り、包丁を突き付けて被害者に金員を要求したものの、在宅していた他の家人に咎められて犯行を断念し、包丁を遺留して逃走した。同日午後零時19分、被害者方から岩手警察署八幡平幹部交番に通報があり、同交番が直ぐに警察本部通信指令課に飛び越え報告で速報し、迅速に隣接警察署に強盗未遂事件の緊急配備指令が発令された。被疑者に関する情報も次々と判明したことにより、機動捜査隊員や盛岡西警察署員等が被疑者方居宅に急行し、帰宅した被疑者を職務質問した。被疑者は犯行を自供し現場を案内したことから、午後1時39分に強盗未遂事件被疑者として緊急逮捕している。

幸いにも、被害者に身体的、財産的な被害はなかったが、全国的に発生している凶器使用の殺人事件や人質立てこもり事件等に発展したおそれもあった。なお、令和2年中に県内で発生した強盗事件2件は、いずれも被疑者を検挙している。刑事部では、『重要凶悪事件の発生への備えと発生時の的確な対応』を年間の重点推進事項と定めて取り組んでおり、この種事件がいつ発生しても的確に対処できるように備えている。本件においても、事件認知後の迅速な立ち上がりと緊急配備による捜査員の大量導入等により、発生後、即検挙に結びついたものと考えている。また、被疑者居所を管轄する駐在所勤務員が、平素から被疑者のことを把握しており、速やかな検挙に結びついた。早期検挙に至ったものの、反省点も幾つかあることから、これらをしっかりと確認しつつ、引き続き県民の安全を守り、安心を実感できる岩手県の実現に努めてまいりたい。」旨の報告があった。

### 《 委員発言 》

「説明を聞き、署を超えた県警察の見事な連携プレーだったのだと感心した。ぜひ一つ、教訓としてこの一連の流れを皆さんに共有していくことが、今後の備えにもなると思う。」

### 《 委員発言 》

「初動捜査でどれだけ動けるかということが事件解決の大きな要素だと思うが、今回は非常にスピーディーに動いてもらった。あつてはならないとは思いますが、再びこ



のような事案が発生した時は、またスピーディーに動いてもらいたい。」

## 【交通部議題】

### ○ 一関市大東町渋民地内における信号機廃止等について

警察本部から、「一関市大東町渋民地内の国道343号、通称『渋民バイパス』が本年3月28日に供用開始されたことに伴い、旧道に設置されている定周期信号機を廃止し、その代替措置として一時停止規制を2箇所新設することについて、意思決定を仰ぐものである。交通量調査を実施の上、昨年、自治体や地域住民への説明を行い、廃止を周知するチラシを渋民地区324世帯に全戸配布を実施しており、住民の理解は得られている。なお、廃止する信号機の南側に位置する渋民バイパス上の交差点には、本年8月6日に定周期信号機が設置され、信号機を廃止する交差点の交通量はほとんど減少しており、信号機の撤去に地域住民の方々は理解を示している状況である。」旨の説明があり、決裁した。

### ○ コロナ禍における免許更新業務について

警察本部から、「新型コロナウイルスに感染するおそれがあり、有効期限までに運転免許更新できない可能性がある方の更新可能期間を3か月延長する措置について、令和2年3月から約1年半実施しており、現在は、有効期限が令和3年12月28日までの方が対象となっている。令和2年4月には政府の『緊急事態宣言』を受け、4月19日から5月17日の間に運転免許証の更新業務を休止したこともあり、期間延長の申請件数が大幅に増えた。なお、昨年4月の政府による緊急事態宣言は、全ての都道府県警で更新業務を休止したものの、その後、自治体単位の緊急事態宣言・まん延防止重点措置が行われた都道府県では、更新業務は休止していない。全国的に感染者数の増減が繰り返される中、延長措置の希望者は増加すると思われたが、県内は大幅な増加は見られず、令和2年8月以降は100人台で推移している。特に、令和3年7月からの3か月は、いわゆる『第5波』の時期にあたり、当県でも県独自の緊急事態宣言が発出されたが、この時期でも県内で大幅な増加はなかった。期間延長する理由について、令和2年においては、感染予防対策が大多数を占めていたが、令和3年に入ってから、感染予防対策のリピーター、つまり延長を二度、三度と繰り返す人と、高齢者講習を自動車学校で受講出来なかった高齢者の期間延長が大半を占めており、感染予防対策のために新規に期間延長する方は少数であった。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「高齢者というのは70歳以上か。」

→本部発言

「通常の高齢者講習は70歳以上、認知機能検査は75歳以上とされている。」

## ■個別会議

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

### ○ 交通企画課

運転免許取消処分の取消しを求める審査請求に対する審理結果についての説明、決裁

○ **監察課**

令和3年永年勤続警察職員表彰式における委員長の対応についての説明、決裁  
監察課業務報告

○ **総務課**

公安委員会あて苦情の処理についての説明、決裁